

つっかいぼう通信第82号

編集/特定非営利活動法人障害者自立センターつっかいぼう

〒502-0843 岐阜市早田東町8丁目4-1 パセール長良 103号

TEL 058-215-7374 Fax 058-296-5343

e-mail tsukkaibo@jp.mirai.ne.jp http://tsukkaibo.com

発行/2017年 7月5日

障害者の65歳問題 ～その2～

現在487時間の重度訪問介護の支給決定を受けて、一人暮らしをしている仲間が今年3月半ばに65歳を迎え介護保険に切り替わります。サービス量の少ない介護保険になったら暮らしていけるのか、そうならないために何か術はあるのか、それはどのようにすればいいのか!? 先ずは学習会を行い「利用者一人一人の心身の状況やサービスを必要とする理由を提供し、機械的に適応させるものではない、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給する」ということがわかりました。

29.1.20 先ずは市役所福祉課に介護保険に切り替わる時はどうするのか、介護保険のサービスではこれまでの生活は続けられそうもない、どうすればよいかを尋ねてみました。

市) 誕生日の前日から介護保険の申請をする事ができる。介護度が決定するまではこれまでの障害福祉サービスを利用する事ができる。

包括支援センターにどのくらいのサービスが必要かの話をしてケアマネに申請してもらおう。障害福祉サービスの支給決定が多い人は早めに相談した方が良いと言われる。

2.3 担当地域の包括支援センターからケアマネが訪問、本人、相談支援専門員、居宅介護事業所のサービス提供責任者とで面談、サービス計画書、週間スケジュール、時間に沿った細かい介護の流れ等の資料を基に、介護保険以外の介護サービスの必要性について説明をする。

ケアマネからは「介護度が決まるまでは暫定支給でプランを作り、これまでの生活には足りない部分は障害福祉サービスを利用する。介護度が出たら、必要な部分を担当になったケアマネが申請する。長時間の上積みが必要であったり介護内容等が込み入っている場合はプラン作り等に時間を要するので早めに担当ケアマネを決めて相談に

入ると良い。

2.8 ケアマネが決定。おそらくは要介護5と思われるのでプランを考えてみると電話で話す。

2.15 本人、ケアマネ、相談支援専門員、居宅介護事業所サービス提供責任者。顔合わせ。ケアプランについて。週1回のリハ、週2回の訪問入浴、一日1時間の訪問介護でほぼいっぱい！障害福祉サービスが使えなければ、これでは暮らせない！！と驚く。今後の手続き等の流れの確認、今利用しているデイサービスは生活介護は今後継続するかどうかについて話す。本人からは、生活介護とデイサービスは「創作活動をやっている事、障害者の介護に慣れている事」で今後も利用したい事、居宅介護で入っているつかいぼうからは、訪問介護の指定が間に合うように進めている事を話す。

3.17 要介護認定の申請

4.4 介護認定調査

4.15 要介護認定「5」の通知が届く

5月初旬「デイサービス、生活介護は継続してこれまでの事業所のサービスが利用できる。今後、適切な所を探しながら徐々に切り替えて行く。リハ、訪問入浴、訪問介護はこれまでのサービス事業者が介護保険のサービスとして継続。

介護保険サービスの支給量では十分なサービスが受けられない部分は、介護給付費等をこれまで通り支給。」が決まっていく。

5.15 サービス担当者会議

6.1 介護保険利用開始、1割負担が発生しましたが、それ以外は障害福祉サービスの時代とほとんど何一つ変わらない生活が続いています。理由としては、①介護保険では十分ではない内容と量は障害福祉サービスの利用が認められた。②これまで居宅介護が介護保険の事業も行っている、かと思えます。

障害福祉サービスが利用出来たのはなぜか、これは障害支援区分が6であり、自立生活の実績があったからのようです。しかし、支援区分が低い障害者が介護保険の対象になっても介護保険のサービス以外の上積みが無い又は極僅かであったり、65歳を超えてサービスを使う場合には介護保険しか利用できず障害の状態は同じでも、年齢、それまでの暮らし方(サービスの利用状況)、障害程度で結果はずいぶん異なるようです。また自治体による差、ケアマネや相談員等支援者による違いもあると聞きます。

この事については、もっとちゃんとした情報を把握しなければいけないと思って※

- 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されることになっている。高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限が異なるために利用者負担(1割)が新たに生じることや、これまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の介護保険事業所を利用することになる場合があることといった課題が指摘されている。
- このため、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用して一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減(償還)する仕組みを設け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。

具体的内容

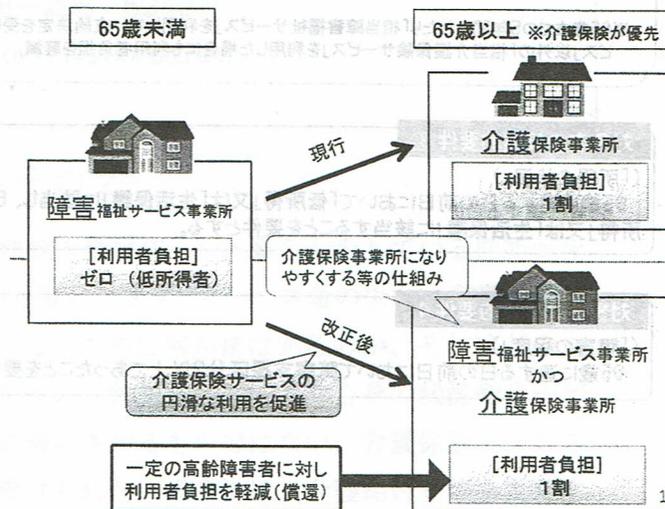
- 一定の高齢障害者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)できる仕組みを設ける。

【対象者】

- ・ 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを受けていた障害者
- ・ 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合
- ・ 一定程度以上の障害支援区分
- ・ 低所得者

(具体的な要件は、今後政令で定める。)

※ この他、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。



高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減措置の検討事項

概要

障害福祉サービスを利用してきた方が、65歳という年齢に到達したというだけで利用者負担が増加してしまうという事態を解消するため、利用者負担を軽減し、1割をゼロに(償還)する。

法の条文

第七十六条の二 市町村は、次に掲げる者が受けた障害福祉サービス及び介護保険法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるもの並びに補装具の購入等に要した費用の合計額(それぞれ厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額)の合計額を限度とする。)から当該費用につき支給された介護給付費等及び同法第二十条に規定する介護給付等のうち政令で定めるもの並びに補装具費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該者に対し、高額障害福祉サービス等給付費を支給する。

一 支給決定障害者等

二 ①六十五歳に達する前に長期間にわたり②障害福祉サービス(介護保険法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスに相当するものとして政令で定めるものに限る。)に係る支給決定を受けていた障害者であって、②同項に規定する介護給付等対象サービス(障害福祉サービスに相当するものとして政令で定めるものに限る。)を受けているもの(支給決定を受けていない者に限る。)のうち、当該障害者の③所得の状況及び④障害の程度⑤その他の事情を勘案して政令で定めるもの

対象者の具体的要件①

(「65歳に達する前に長期間にわたり」)

65歳に達する日前5年間にわたり、相当する障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたことを要件とする。

※ただし、65歳に達する日前5年間にわたり、入院その他やむを得ない事由により相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けなかった期間がある場合において、その期間以外の期間において、相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたときは、当該要件を満たすものとする。

対象者の具体的要件 2

(「相当障害福祉サービス、相当介護保険サービス」)

今回の利用者負担軽減の対象となるサービス(「相当障害福祉サービス」及び「相当介護保険サービス」)は以下のとおり。

相当障害福祉サービス

【居宅介護】 【重度訪問介護】	【生活介護】	【短期入所】
--------------------	--------	--------

相当介護保険サービス

【訪問介護】	【通所介護】 【地域密着型通所介護】	【短期入所生活介護】	【小規模多機能型居宅介護】
--------	-----------------------	------------	---------------

(離島等で行われる、これらに係る基準該当サービスを含む。)

(離島等で行われる、これらに相当するサービスを含む。)
(介護予防サービスは含まない。)

※65歳までの5年間にわたり「相当障害福祉サービス」を利用して(=支給決定を受けて)いた者が、65歳以降にこれに対応する「相当介護保険サービス」以外の「相当介護保険サービス」を利用した場合にも利用者負担を軽減。

対象者の具体的要件 3

(「所得の状況」)

65歳に達する日の前日において「低所得」又は「生活保護」に該当し、65歳以降に利用者負担の軽減の申請をする際にも「低所得」又は「生活保護」に該当することを要件とする。

対象者の具体的要件 4

(「障害の程度」)

65歳に達する日の前日において障害支援区分2以上であったことを要件とする。

12

対象者の具体的要件 5

(「その他の事情」)

65歳まで介護保険サービスを利用してこなかったことを要件とする。

※今般の法改正の趣旨は、いわゆる「65歳問題」、つまり①長年(5年以上)にわたり、障害福祉サービスを利用してきた障害者が、②“65歳”という年齢に達したことのみで、利用者負担(1割)が発生することに対応することであるため、65歳になる前から介護保険サービスを利用していた方は対象としない。

※「障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直し」=共生型サービスの創設に関する検討事項については、別途お示しする予定。

6月26日 第85回社会保障審議会障害者部会で検討された介護保険サービスの部分を掲載します。

※います。介護保険だけでは十分な内容と量のサービスが得られない時にどういう場合は介護給付等が受けられるかを市民に伝える事も必要な事と思います。

障害福祉サービスから介護保険に切り替わる時には、早めに本人と相談支援専門員、ケアマネージャーが加わった移行会議が行われると良いとも思いました。

総合福祉法の見直しの中で、65歳を超えて介護保険利用になった場合に1割負担を障害の予算から返してくれる制度が4月から始まります。ただし対象者は限られ、介護保険を40歳から使う特定疾患の対象者は対象外です。

この決まりが上積みも規定していくのかなと危惧しています。年齢を問わず自立的な生活が出来るように取り組みを続ける事が大切です。